



| | |
|------------------|---|
| Title | 厚谷襄兒教授の経歴と業績 |
| Author(s) | 稗貫, 俊文 |
| Citation | 北大法学論集, 48(6), 311-320 |
| Issue Date | 1998-03-31 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/15769 |
| Type | bulletin (other) |
| File Information | 48(6)_p311-320.pdf |



[Instructions for use](#)

厚谷襄兒教授の経歴と業績

稗貫俊文

厚谷襄兒教授は、今春の三月三日をもって北海道大学法学部を停年退官される。平成二年三月に公正取引委員会事務局長から転身して北海道大学法学部教授となられて以来、平成一〇年三月まで八年間にわたり本学部にも勤務された。

厚谷教授は北海道函館市のご出身である。昭和三二年三月に東北大学法学部を卒業され、函館市に一年間勤務された後、昭和三三年四月より、独占禁止法の運用機関である公正取引委員会事務局に勤務され、独占禁止法の運用に携われ（昭和四七年七月に官房審判官室長、昭和四八年七月に經濟部団体課長、昭和五〇年七月に經濟部企業課長、昭和五一年七月に大阪地方事務所長、昭和五二年七月に官房庶務課長、昭和五四年七月に經濟部調整課長、昭和五七年七月に官房総務課長、昭和五九年七

月に經濟部長）、昭和六二年六月には公正取引委員会事務局長になられた。北海道大学法学部に教授として招かれたのは、独占禁止法の運用に関する実務家としての高度な知見と、独占禁止法の研究業績を高く評価されたことであった。爾来、北海道大学法学部において経済法（独占禁止法）の研究と教育に携わり、また評議員、学部長として学部の運営に指導力を発揮された。厚谷襄兒教授の退官に際して、先生のご経歴とご業績をここに記すことにする。

1 研究上のご業績

厚谷教授の独占禁止法の研究は多岐にわたる。研究業績一覽

をみれば一目瞭然である。(1)独占禁止法の適用除外となる協同組合、(2)反トラスト法を含む事業者団体の活動規制、(3)規制緩和の課題、(4)公正取引委員会の審判手続と審決取消訴訟、(5)EUの合併規制、(6)不公正な取引方法の規制に関する一連の審決分析などであり、さらに、最近、独占禁止法と民事法の関係についても関心をもたれている。また、厚谷教授は、経済法分野でのベストセラーともいえる「独占禁止法入門」(日経文庫)のほか、編集・企画の能力を發揮されて、経済法の定評ある教科書、概説書、コンメンタール、資料集、判例百選などの編者となっておられる。

先生は、公正取引委員会事務局に勤務しておられた時期から、勤務に関係した領域を中心に、米国反トラスト法、後にEC競争法の研究も含めて、独占禁止法の研究を進めてこられた。先生のご業績には、一九六九年のコンテナ事件米国連邦最高裁判決(393 U.S.333)などを素材に、寡占産業における事業者団体の協調促進的慣行(情報交換)の規制の可能性を検討したものの(「情報交換活動と独占禁止法」『公法と経済法の諸問題』)今村先生退官記念、有斐閣一九八二年)や、EC合併規則「結合による企業集中に関する規則」(発効一九九〇年九月二日)による企業結合規制の実体的、手続的な独自性を分析したもの

(「ECにおける企業間結合の規制の特色」『国際化時代の独占禁止法の課題』正田彬先生還暦記念論文集、日本評論社 一九九三年)など優れた比較法研究がある。しかし、先生の研究のスタンスは、日本の独占禁止法の実務の経験で遭遇した様々な法律上の問題点を、実務の要求に耐える水準できめ細かく検討しようするものである。具体的には、多数の審決・判例の再検討を通じて、「競争の実質的制限」や「公正競争阻害性」という我が国の独占禁止法の中核概念を、認定された違反事実と注意深く照合させ、細かい分析を積み重ねることから、要件事実の独自の分析枠組みを抽出している。たとえば、不公正な取引方法の審決に関する一連の研究(「垂直的な不公正な取引方法における公正競争阻害性の一側面」『北大法學論集』四八巻一号一九九七、「集団的不公正な取引方法」『北大法學論集』四三巻四号一九九二年など)がそうである。ここでは、先生は、論稿の主題にかかわらず、「集団的な不公正な取引方法」、「公正競争阻害性の相乗的効果」、「単線の流通経路」などいくつかの事実の認定枠組に関する優れたアイデアを提示し、それをマーケティング活動における逸脱行為の法的評価に結び付けて、独占禁止法運用の適正化と効率化に資する学問的な貢献を行っている。その詳細をここで述べる余裕はないが、それは先生の研

究スタンスと密接に関係していると思う。すなわち、経済法学が政策論や実態論に傾斜して、解釈の法技術的な構成を怠りかねないことに対する先生なりの批判によるものである。いいかえれば、先生が実務家として遭遇した独占禁止法の解釈論上の課題に明確に答えてくれる法技術的に精緻な研究が意外と少なかったという不満を反映していると思う。おそらく、そのために、先生ご自身は、政策論にも実態論にもかなり精通しているにもかかわらず、研究者となられてから、意識的に「細かいことを論じる」という研究スタンスを採ってこられたのである。最近の関心対象である「独占禁止法と民法学」（継続的取引契約の研究）への傾斜もそれを示すものである。これが先生の学风ということができるかもしれない。

研究会でも、大学院・学部のゼミでも、先生は、報告者、学生・院生の報告の弱点を鋭く衝くことで有名である。「意地悪なことを言うだけどね」と前置きすることもあるが、多くの場合、いきなり核心をつく厳しい指摘をして、報告者や学生を恐れさせる。また、談話での先生の丁々発止の受け答えには独特の妙があり、激しい議論のやり取りのなかで、先生の能力は遺憾なく発揮される。

先生は、ご自分の現在の研究内容と進展状況について比較的

オープンに話される。苦勞して獲得した着想を、論文にする前に、惜しげもなく人に話されることも多い。そのため、先生が研究課題として今何を取り上げられ、どのように考えられ、何に悩み苦しみ、どのように克服されたか、そのプロセスがすっかり分かってしまう。先生は、人と話しながらいくつかのアイデアをひとつの論文に育ててゆくタイプの学者であるのかもしれない。

厚谷先生は、ご自分が研究会で報告を担当されるときは、いつも分厚い資料コピーを配布して報告されるのが通例であった。そのときは、聞く者のことを忘れて資料に集中し、報告にのめり込んでしまわれる。丁々発止の論答も、その場面では緊張気味となり、訥弁たる報告者に変わられる。これが意外で印象深かった。先生は報告することが嫌いというわけではない。むしろ逆であった。八年間に、北大経済法研究会では前例がないほど報告の回数が多く、様々なテーマで年に何度も報告を担当されている。よくこれだけ次々と報告をこなされるものだと思っただ。また、『北大法学論集』に論説をよく掲載されている。正確に調べたわけではないが、北海道大学法学部に着任されて以来、同僚の誰よりも多く、『北大法学論集』に論文を掲載されたのではないかと思う。このことは、実務家として長く気にか

ていた様々な論点に取り組み、この機会に一举に片付けておこうという熱意や、大学院生を指導する過程で見いだした解釈論上の課題を整理しておこうという勤勉さによるものであろう。総じて、先生は、研究途上の苦しみを含めて、個々の課題の研究プロセスを楽しまれていたようにみえる。そして、地味だが着実に業績を残されたといえよう。

2 教育上のご業績

厚谷教授は、経済法の領域で、多くの学生、大学院生を育て、厚谷・経済法ゼミから経済法としては珍しく連続して大学院に進学する学生を生み出した。厚谷教授は、経済法の学生、大学院生をたいへん厳しく指導されたが、反面で、学生や大学院生、助手の研究や生活の事情をよく把握され、励ましの言葉をかけられた。ときには、「君は今何を研究をしているの」ということで一杯つき合わせられた助手、院生もいたようである。先生は、そのような機会に若い人から研究や生活上の困難な話をよく聞いて覚えておられた。

先生の教育者としての経歴は意外に長い。勤務時間外には非常勤講師（横浜国立大学経済学部、青山学院大学法学部、近畿

大学法学部、早稲田大学法学部、名古屋市立大学経済学部など）をされ、とくに早稲田大学の学生とは経済法ゼミで長く接してこられた。また公正取引委員会事務局長でおられた時期に、委員に提出する審決案の作成過程で、若い事務局職員に文書の構成などで厳しい指導を行っておられたようだ。大学院ゼミで報告レジメの文章の欠陥を指摘するときなどに、その鋭さの片鱗がかいまみられた。文章に対する厳しい注文は、北大経済法研究会に來られた公正取引委員会事務局職員の方の報告書にも及んだ。ゲストとして報告に來られた職員の方も、昔の上司が健在でおられることを身に染みだと思ふ。先生は、北海道大学法学部に着任されたとき、すでに十分な教育の経験を積んでおられたと言つてよい。

先生を慕う学生は北海道大学法学部の卒業生・大学院修了者を中心に、他の大学も含めて、多くが東京に在住しており、年に一回は集いをもっているようである。これは先生の厳しい指導と裏腹な、暖かい人柄や、就職などの面倒見の良さも関係していると思われる。ゼミの後で学生と酒席を囲んで談笑したり、スキーに行つたり、日本銀行札幌支店やサッポロ・ビール工場の見学のほか、案外知られていない道内の有望企業を学生に見学させるなどの企画も先生らしいものであった。先生は、

教育者としても、相応に楽しみながら学生を指導されたといえるよう。

3 学部での指導者としての功績

厚谷先生は、赴任した平成二年と三年に北海道大学評議員に推され、平成四年には法学部長・法学研究科長に推挙された。

赴任とはほぼ同時に学部で指導的立場に推されたのは、ご経歴から、行政官としての見識と能力を請われてのことである。先生もまた学部長として、期待にこたえる仕事をなされた。学部の様々な意見の分布を知る能力をもち、それに謙虚に耳を傾け、まとめてゆく場面でも遺憾なく手腕を発揮された。一旦学部の意見がまとまれば、他の学部等との利害がからむ問題であつても、それを誠実に実行に移そうとされた。学部運営の潤滑油としての労を惜しまれなかつたのである。

北海道大学法学部を、若い研究者が心地よく研究に励むことのできる場とし、研究を容易に著書として世に問うことができようようにしたいと格別に心を配られた。大学院の充実、学術振興基金の基盤強化にも貢献された。社会人の大学院生として企業から優秀な方々が派遣されるようになったのも先生のご尽力

による。また、学生、大学院生の就職、公務員試験、司法試験などの意識改革にも取り組まれた。日本酒の蘊蓄、スキー、ゴルフなどで、学生や同僚とだけでなく、ひろく学外の人々とお付き合いをなさり、その交流の機会を学部の発展のためにも役立てられた。うち続く改革期の学部長としていろいろ苦勞されたようだが、その過程で表された先生のお人柄が学部の誰からも敬愛されることになった。

しばしば学部の同僚と昼食をともにして研究上の議論したり、酒席で学問論や学者論などを論じたり、円滑な人間関係を形成するためにも尽力された。そんな談笑の折りに、先生が話される昔話から、厚谷先生には古典的なアカデミニズムへの憧れがあるなど感じたことがある。おそらく、戦後の東北大学法学部の著名な教授の幾人かがその憧れの原像を形成しているのだろう。

おわりに

学部の指導者として、研究者として、教育者として、厚谷先生が八年の間に果たされた功績は大きい。今から振り返れば、長く続く学部・大学院改革のこの時期に、厚谷先生を教授とし

てお迎したことは、北海道大学法学部にとって大変幸運なことであった。これが法学部の多くの方々の偽らざる気持ちであると思う。先生が、退官後も健康に気を配られ、今後はご自分が思うように研究に邁進されるようお願いものである。

厚谷襄児教授の履歴

昭和九年 六月 六日 函館に生まれる。
 昭和二八年 三月 函館東高等学校卒業
 昭和二八年 四月 東北大学法学部入学
 昭和三二年 三月 東北大学法学部卒業
 昭和三二年 四月 函館市に勤務
 昭和三三年 四月 公正取引委員会事務局に勤務
 昭和四七年 七月 公取委・官房審判官室長
 昭和四八年 七月 公取委・経済部団体課長
 昭和五〇年 七月 公取委・経済部企業課長
 昭和五一年 七月 公取委・大阪地方事務所長
 昭和五二年 七月 公取委・官房庶務課長
 昭和五四年 七月 公取委・経済部調整課長
 昭和五七年 七月 公取委・官房総務課長

学会及び学外委員

昭和五九年 七月 公取委・経済部長
 昭和六二年 七月 公取委・事務局長
 平成二年 三月 一日 公正取引委員会を辞職
 平成二年 三月 三日 北海道大学法学部教授
 一二月一五日 北海道大学評議員
 平成三年 八月 一日 北海道大学評議員
 平成四年 二月一五日 北海道大学法学部学部長
 平成一〇年 三月三一日 退官
 北海道大学大学院法学研究科長
 昭和六一年一〇月 経済法学会理事
 平成三年 大規模小売店舗審議会特別委員
 平成四年 日本法律家協会北海道支部理事
 平成五年 中央建設審議会専門委員
 平成六年 北海道開発局入札監視委員会委員
 北海道公害審査会委員
 札幌簡易裁判所判事推薦委員会委員
 北海道政府調達苦情検討委員会委員

平成 九年

北海道情報公開制度検討会委員
産業構造審議会臨時委員

厚谷襄兒教授の業績

著書

(単著)

- 独占禁止法入門 (日経文庫) 日本経済新聞社 昭和六一年
- 独占禁止法入門 (新版) 日本経済新聞社 平成九年
- (共編著)

- 独占禁止法の基礎 (実用編) 青林書院新社 昭和五二年
- 現代経済法入門 法律文化社 昭和五八年
- 現代経済法入門 (二版) 法律文化社 平成二年
- 現代経済法入門 (三版) 法律文化社 平成六年
- 注解経済法 青林書院 昭和六一年
- 条解独占禁止法 弘文堂 平成九年

論文

- 「国際的独占規制の比較検討」 公正取引一〇七号 昭和三四年
- 「独占禁止法をめぐる消費者の動き」 公正取引一一九号 昭和

三五年

- 「中小企業等協同組合法による調整事業について」 公正取引一三三三号 昭和三五年
- 「独禁法の適用除外となるカルテルの許容手続」(上)(中)(下) 公正取引一八三、昭和四〇年、一八五、一八七号 昭和四一年

- 「独占禁止政策と公共料金」 ジュリスト三三五号 昭和四〇
- 「行政措置による競争制限」 法律時報三九卷六号 昭和四二年
- 「アメリカにおける合併のクリアランスについて」 公正取引二〇二号 昭和四二年

- 「マーケティングの法規制」 公正取引二二六号 昭和四四年
- 「リベートをめぐる独禁法上の諸問題」 実務法律時報二号 昭和四五年
- 「独占禁止法施行25年をかえりみて」 時の法令七九三号 昭和四八年
- 「審判手続について(1)~(6)」 公正取引二六八一~二七三三号 昭和四八年

- 「企業の社会的責任」 法学教室三号 昭和四八年
- 「アメリカにおける事業者団体の発展と活動(1)(2)」 国際商業八巻二号、七号、九号 昭和五〇年

「事業者団体の独禁法違反事件にみる法の適用」NBL 一一

一号 昭和五二年

「カルテルの徹底的研究」(一部分担)中央公論経営問題一四

卷三号 昭和五〇年

「独占禁止法と行政指導」ジュリスト七四一号 昭和五六年

「独占禁止法における学説と実務」ジュリスト七五六号 昭和

五七年

「情報交換と独占禁止法」今村退官記念「公法と経済法の諸問

題 下」有斐閣 昭和五七

「公正取引委員会の審決に対する不服申立の実際」小山昇他還

暦記念「裁判と上訴 下」有斐閣 昭和五五年

「公正取引委員会の審決等の処理をめぐる取消請求訴訟」新・

実務民事訴訟講座一〇」日本評論社 昭和五九年

「行政審判の法理」現代行政法体系四「行政争訟I」有斐閣

昭和六二年

「緊急停止命令」独占禁止法講座Ⅶ 商事法務研究会 昭和六

三年

「独占禁止法における勧告審決に係わる最高裁判決」北大法学

論集四二卷二号 平成三年

「集团的公正な取引方法について」北大法学論集四三卷四号

平成四年

「ECにおける企業間結合の規制の特色」正田彬還暦記念 日

本評論社 平成六年

「保険事業における規制緩和について」ジュリスト一〇四四号

平成六年

「持株会社解禁論」ほうむ三七号(安田海上火災) 平成七年

「不当な取引制限における『競争の実質的制限』について」北

大法学論集四六卷六号 平成七年

「公正な取引方法における公正競争阻害性についての若干の

試論」官坂富之助還暦記念 三省堂 平成九年

「垂直的な公正な取引方法における公正競争阻害性の一側

面」北大法学論集四八卷一号平成九年

「今村成和先生のご業績の一端に触れて」ジュリスト 平成九年

「独占禁止法における合併規制」味村裁判官退官記念 商事法

務研究会

審決・判例批評・解説

「生協に対する再販価格維持行為」公正取引二〇二号 昭和四

二年

「倍償施設梱包運輸組合事件」公正取引二〇九号 昭和四三年

- 「富山呉西漁業協組事件」公正取引二三〇号 昭和四四年
「排他条件付取引」協同組合における新規加入の実質的な制約と独禁法一四条」独禁法審決・判例百選 昭和45年
「重要公取委審決の分析(上)(下)」NBL二九号昭和四七年、三四号昭和四八年
「セロファン工業会事件」公正取引二七七号 昭和四八年
「再販価格維持と一店一帳合制による不当な拘束条件付取引」昭和四七年重要判例解説 ジュリスト五三三三号 昭和四八年
「富山県生コンクリート協同組合ほか二名事件」公正取引二八〇号 昭和四九年
「価格協定」数量調整協定事件における事業者団体に対する解散命令」昭和四八年重要判例解説 ジュリスト五六五号 昭和四九年
「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 昭和五一年～五九年
「事業者団体の需要見通しに基づく生産数量制限(日本羊毛紡績会事件)」製造設備の新設禁止(石川県鷹工業会事件)」独禁法審決・判例百選(第三版) 昭和五九年
「行政指導とカルテル」森泉還暦記念『現代判例民法学の基本問題』昭和六三年
「大手メーカー間の明示の合意とそれに追隨する黙示の合意」——東芝ケミカル事件(平成四年度重要判例解説)ジュリスト一〇二四号 平成五年
「再販価格の拘束と転売の禁止(エーザイ事件)」独禁法審決・判例百選(第五版) 平成九年
書評
「馬川千里『独禁法の知識』公正取引二二二号昭和四三年
「木元錦哉『現代資本主義と経済法』公正取引二四三三号昭和四六年
「松下満雄『独占禁止法と経済統制』東洋経済三九七六号昭和五一年
「実方謙二『独占禁止法入門』公正取引三六九号昭和五一年
「取引の公正I(消費者法講座三)」実務民事法七号 昭和五九年
その他
教材独占禁止法 青林書院新社 昭和五八年
教材独占禁止法(二版) 青林書院新社 昭和六〇年
教材独占禁止法(三版) 青林書院 平成元年
教材独占禁止法(四版) 青林書院 平成四年

教材解説独占禁止法

弘文堂

平成八年

なお、法律雑誌や経済誌に掲載した多数のエッセイや時事文の類はここに揭示していない。